

2008年度

尾張旭市当初予算に対する要望書

2007年11月1日

日本共産党尾張旭市議団

2008年度尾張旭市当初予算に対する要望書

尾張旭市長 谷口 幸治 殿

2007年11月1日
日本共産党尾張旭市議団
川村 剛
塚本 美幸

日頃は尾張旭市発展のために鋭意邁進されておられることに敬意を表します。

2008年度予算では、相次いで行われた税制改悪の影響で格差と貧困の広がりが予想される中、その予防策を講じる必要性が強まっていると考えます。

今回の予算要望書では、この点をふまえて、来年度ぜひ実施していただきたい項目に★を付しております。

特に来年度から実施が計画されている「後期高齢者医療制度」など、高齢者への負担増は、さらに甚だしいものとなることが予想され、予算要望書の本文と重複いたしますが、★介護保険料の見直しに当たって、所得階層区分の細分化をはかることで、応能負担の性格を強めること(P6)。★介護認定者に対する「障害者控除対象者認定書」を配布すること(P6)。★国保税の資産割を廃止することで、就労世代に負担をシフトさせること(P7)。は、難しくないと考えられます。

子育て世代においては、保育料に対する負担感の大きいことが、厚生労働省の調査でも示されていることもあり、減額制度の充実を図っていただくとともに、家計を支えるために就労を望む女性の増加を見込み、学童保育などの充実を強く望みます(P3)。

貧困と格差拡大を予防するためには、生活保護になる以前での援助が重要だと考えますが、そのための予防施策についても、ご検討をいただけるようお願いいたします。

目次

1. 福祉・医療・暮らしを守る施策を最優先に	3
<こども課関係>	3
<福祉課関係>	4
<長寿課関係>	5
<健康課関係>	6
2. 安心な市民生活を一層推進するために	7
<保険医療課関係>	7
<生活課関係>	8
3. 教育・文化・スポーツの発展のために	9
<教育委員会関係>	9
<学校教育課関係>	9
<教育行政課関係>	10
<生涯学習課、公民館、図書館、文化会館関係>	10
<体育課関係>	11
<給食センター関係>	11
4. 緑豊かで潤いのあるまちづくりのために	12
<都市計画課関係>	12
<建築課関係>	13
<区画整理課関係>	13
<土木課関係>	13
5. 良質な飲料水の供給と	14
快適な生活環境の整備拡大を促進するために	14
<上水道課関係>	14
<下水道課関係>	14
6. 産業の振興と快適な環境づくりの推進を	15
<産業課関係>	15
<環境課関係>	16
<清掃課関係>	16
7. 市民協働で効率的な行政運営を	17
<人事課関係>	17
<秘書広報課関係>	17
<企画課関係>	17
<財政課関係>	18

＜行政課関係＞	19
＜税務課・収納課関係＞	19
＜消防署＞	19
8. 非核平和の都市宣言と、平和な郷土づくりを	20
9. 住民本位の監査体制の強化を	20

【凡例】

- ①★印を付した項目は、新年度でぜひ実施して頂きたい重点項目です。
- ②☆印を付した項目は、今回新たに追加した項目です。
- ③※印を付した項目は従来の要求内容に修正を加えたものです。

1. 福祉・医療・暮らしを守る施策を最優先に

<こども課関係>

- ※ (1) 公立保育園での指定管理者制度導入を推進しないこと。
- (2) 地域子育てセンターとしての魅力ある保育園づくりをすすめるために、下記の施策を実施すること。
 - ★①子育て世代の経済的負担を軽減するために、保育料の値下げを行うこと。
 - ★②保育料の第二子、第三子減免の対象は、通園中の乳幼児だけでなく、扶養する児童が18歳に達するまでの人数で数えること。
 - ※③生後2ヶ月からの産休明け保育、休日保育を実施すること。また、延長保育の実施園を増やすこと。
 - ④自営業者における居宅労働についても、勤務実態に応じた保育を実施すること。
 - ⑤牛乳・手作りのおやつを増やすなど、給食・おやつの内容向上に努めること。
- ☆ (3) 病児保育の実施について、医療機関との協議を始めること。
- (4) 耐震補強が必要な保育園については調査結果も踏まえ優先的に進めること。
- (5) 急増する保育要求に見合う正規保育士の増員を行うこと。
- (6) 子育て支援センターとファミリーサポートセンターについては、引き続き拡充に努めること。
- (7) 施設の増築などを行い、3歳児保育を20対1の保育体制に戻すこと。
- (8) 放課後児童クラブは1施設40人程度の定員となるように施設の増築・小学校の空き教室の利用・学校敷地内へのプレハブ設置などを検討すること。
- (9) 子ども会の維持・発展のために必要な援助を強めること。特に市子連に加盟せずに単独で活動している子ども会に対しても補助を行うこと。
- ★ (10) 児童扶養手当については父子家庭にも適用されるように国に要求すること。市の独自施策としても検討すること。
 - (11) 学童保育を行う民間施設の耐震性確保については、事業者任せにせず、改善に向けた補助・または施設の提供を検討すること。
- ★ (12) 児童館、児童クラブの充実と拡充を行うこと。
 - (13) 国の進める「放課後子どもプラン」は実施しないこと。
- ★ (14) 学童クラブが行っているひとり親家庭への保育料減額に対する補助を行うこと。

<福祉課関係>

- (1) 生活保護の支給制限に反対し、対象世帯の健康で文化的な生活を保障すること。
- (2) 「医療券方式」では、休日や閉庁後に病気になった場合に治療が受けられないため、いつでも必要なときに医療が受けられるように、生活保護の受給者証で治療ができるようにすること。国に対しては「医療証方式」に改めるように要求すること。
- (3) 求職活動申告の取り扱いについては本人の健康状態等に十分配慮すること。
- ☆ (4) 生活保護の母子加算廃止については、母子家庭の実情からはとうてい容認できないため、国に見送るよう要求すること。
- (5) 障がい者を持つ家族同士が情報交換と精神的な支え合いを促す、家族会の設立に向けて援助を行うこと。
- (6) 精神障がいについて市民的な理解を広げるために、講演会などを開催すること。
- ★ (7) 障害者自立支援法による、自己負担の軽減制度は極めて不十分であることから、市独自の負担軽減を図ること。
- ★ (8) 障害者タクシー助成事業は、タクシー料金の値上げが行われた実情をとらえ実質的な制度後退とならないように見直しをはかること。
- (9) 近隣市町で実施している障害者扶助制度を条例化し、障がい者の生活支援を拡充すること。
- ※ (10) 障がい者が地域で安心して生活できるように、グループホームの設置に援助を行うこと。
- (11) 障がい者の住宅改造資金の助成措置を拡充すること。
- ☆ (12) 戦没者追悼式については中止する方向で見直しを検討すること。
- ※ (13) 被爆者の実態を把握し、市内被爆者の救済措置として見舞金の増額、健康管理手当などを支給すること。
- (14) 災害時要援護者対策として、東京都中野区などで実施されている「非常災害時救援希望者登録制度」の導入を検討すること。

<長寿課関係>

(1) 地域包括支援センターについて

①引き続き市の責任で運営すること。

※②早期に市内3カ所体制とし、各小学校区程度の設置を目指すこと。

③高齢者の生活実態を把握し、総合的な相談・支援体制を整えること。

※(2) 介護保険の存在を理由に、高齢者の措置制度などを後退させないこと。

(3) 配食サービスは、会食（ふれあい）方式も含め、必要とする方には毎日1回を目指すこと。

(4) ボランティア団体が実施している生きがい型デイサービス事業に対して助成支援体制を強めること。

(5) シルバーハウジング・グループリビング事業実施に向けて検討すること。

(6) 校区社会福祉協議会の位置づけを高め、財政支援を強めること。

(7) 地域で高齢者同士が相互援助できるグループ活動を育成し、物心両面の支援を行うこと。

(8) 一人暮らしの老人の安否を気遣うネットワークづくりを行うこと。

(9) ねたきり老人・認知症老人などを介護している方がリフレッシュするための施策を拡充すること。

★(10) 高齢者タクシーチケット助成事業は、タクシー料金の値上げが行われた実情をとらえ実質的な制度後退とならないように見直しをはかること。

★（１）介護保険料の 09 年度の改定に向けて

①これ以上保険料の引き上げは行わないこと。

★②所得に応じた負担となるように、所得階層区分をさらに細分化すること。

★③低所得者の保険料減免制度を拡充すること。

（２）介護利用料について

※①全額自己負担となっている居住費・食費について、独自の減免制度を設けること。

★②低所得者に対する利用料の減額制度を拡充し、所得による利用率の開きを抑えること。

（３）特養ホームへの入所待機者の解消を図るために、その障壁となっている国の参酌基準（高齢者人口の 3.2%）の見直しを求めること。

★（４）介護認定者には所得税・住民税の「障害者控除」が受けられる事を個別に通知し、「障害者控除認定書」を配布すること。

※（５）要支援・要介護 1 の軽度者の車イスや介護ベッドなどの貸与については、ケアマネや医師の判断で貸し出すこと。

☆（６）予防事業は将来の介護保険財政を抑制するものであり、保険料でまかなう性格のものではないとの考えから、予防事業にかかる経費は一般会計から繰り入れること。

<健康課関係>

（１）基本検診の受診率を向上させること。また、各種ガン検診の自己負担の軽減を図ること。

（２）骨粗しょう症の検診についてはすべての希望者が受診できるように改善を図ること。

（３）日常的に健康づくりに取り組む市民を増やして行くために、小学校区単位程度の学習機会を充実させること、そのための人的担保として保健師の増員を図ること。

★（４）妊婦無料検診の回数を 14 回に増やすこと。

☆（５）地域での看護師不足を防ぐために、医療機関での保育園設置、総合看護学校における休職中の有資格者に対する再教育課程の設置を検討すること。

2. 安心な市民生活を一層推進するために

＜保険医療課関係＞

- (1) “高すぎる国保税”の改善を図るために下記事項を検討し実現を図ること。
 - ①一般会計からの繰入を抜本的に増額すること。
 - ★②**保険税の資産割については、廃止または収益課税方式に改めること。**
 - ③**保険税の均等割については、非労働力と言える児童・妊婦・要介護者などについて、免除を検討すること**
 - ④納税義務者が療養中あるいは、失業、休廃業における減免基準を、総所得金額の見込額が前年総所得金額の7割以下に減少した場合に改めること。
- ※(3) 保険給付の制限につながる「資格証明書」の発行をやめること。
- (4) 各種健診事業については、早期発見・早期治療が図れるよう自己負担額の抑制を図ること。健診内容についても、統計資料に基づいてメニューを検討すること。
- (5) ジェネリック医薬品の利用率向上は医療費の圧縮をはかれることから、医師会・薬剤師会での検討を促すこと。
- (6) 「医療費通知」を行う際に、ジェネリック医薬品の案内・自己負担の軽減事例などを記載したチラシを同封することで、ジェネリック医薬品の認知を高めること。
- ★(7) **子どもの医療費は小学校3年生までの無料化を行い、中学校卒業までの拡大を目指すこと。国・県に対し、中学校卒業までの医療費無料制度の実施を強く働きかけること。**
- (8) 福祉給付金を現物給付化すること。
- (9) 精神障がい者の医療費は、身体障がい者や知的障がい者と同様にすべての疾病を対象にすること。

<生活課関係>

- (1) 地域コミュニティー活動の一層の発展を図るために、自治会活動助成金を増額すること。
- (2) 自治会の自主的な運営を尊重し、行政の下請け機関化につながることは一切行わないこと。
- (3) 自治会未加入世帯が増加傾向にある現状の打開策を検討すること。
- (4) 歩行者を最優先にした交通安全対策を推進すること。
- (5) 安心歩行エリア事業で培った取組が全市的なものとなるように、自治会の活動を援助すること。
- (6) 信号機設置の要望箇所についてはその早期実現を県や守山署に強く働きかけること。
- (7) 連合自治会などの字界で必要とされる防犯灯の設置については、市が責任をもって設置すること。
- (8) 警察と自治体の業務のすみ分けを考慮し、住民相互の監視につながる施策は実施しないこと。
- (9) 警察署の誘致を積極的に県に働きかけること。

3. 教育・文化・スポーツの発展のために

(教育委員会所管事項について)

<教育委員会関係>

- (1) 市教育委員会のあり方について、幅広い市民の意見を聞きながら必要な改革については大胆に進めること。(資料：中央教育課程審議会の「教育委員会制度の改革の方向」に関する答申)
- (2) 市民に開かれた教育委員会をめざし、会議の案内や審議内容について「広報尾張あさひ」や市のホームページに定期的に掲載するとともに、市民の意見なども積極的に聴取すること。
- (3) 「子どもの権利条約」を生かし、子どもがのびのびと学び成長できる学校づくり、地域づくりをすすめること。
- (4) 内心の自由を踏みにじる「日の丸」「君が代」の強制は行わないこと。
- ☆ (5) 全国一斉学力テストは、学校の序列化と過度の競争をあおる懸念があるため不参加も含めた検討を行うこと。

<学校教育課関係>

- ※ (1) 小学校2年生でも35人の学級編成を実施すること。市独自で常勤教師を採用し小中学校全学年での「30人以下学級」早期実現を目指すこと。
- (2) 学校図書室の充実を図り、司書教諭の配置を県に要望すること。当面、市単独で司書資格を持った職員あるいはボランティアを配置すること。
- (3) 校務主任がクラス担任できるように、学校営繕に関する業務等は、市の技術職を巡回派遣すること。
- (4) 全額公費負担している補助教材の選定にあたっては、実際に使用する担任教師の意見を尊重し、有効活用できるように改めること。
- ☆ (5) PTA や地域住民と協議し、通学路の安全対策を積極的にすすめること。

＜教育行政課関係＞

- ★（１）就学援助制度の適用基準を当面生活保護基準の１．３倍までに引き上げること。また、対象者がもれなく申請できるように制度のPRを徹底すること。さらに、入学準備金は制度の趣旨に沿って入学時に支給すること。
- ★（２）私学助成制度を強化し、学費と教育条件の公私格差をなくすよう国・県に働きかけるとともに、市独自の私学助成制度は、公私格差是正をめざす立場に立って引き上げを図ること。
- （３）小中学校のトイレ改修の予算を増額し、改修を急ぐこと。
- （４）全小中学校にビオトープを設置することを目指すこと。
- （５）特別教室にも扇風機を設置するとともに、壁面緑化など自然環境に配慮した温度上昇を抑制する方法を検討すること。

＜生涯学習課、公民館、図書館、文化会館関係＞

- ☆（１）「生涯学習推進計画」の見直しにあたり、市民の意見を広く反映された計画を策定するために必要な人員配置を行うこと。
- （２）地域公民館を地域の生涯学習とコミュニティのセンターとして位置づけ、地域住民が気軽に利用できるように引き続き努力すること。そのためにも、地区指導員は公民館主事と位置づけること。
- （３）図書館の蔵書の充実を図るとともに、図書館の増設構想を早急にとりまとめること。
- （４）文化会館を利用した自主サークルによる営利事業とみなせない文化事業企画については利用料の減免など積極的な支援策を講ずること。
- （５）社会教育施策の一層の充実を図るために、専任の社会教育主事を配置すること。

<体育課関係>

- (1) 改装されたトレーニング室に常勤のトレーナーの配置を検討すること。
- (2) 野外運動施設にはシャワー設備を完備すること。

★(3) **新給食センターの着工により使用できなくなる、旭前テニスコートについては、代替施設の検討結果を出すこと。**

<給食センター関係>

- (1) 老朽化が著しい給食センターの建て替えは、早期着工を目指すこと。
- (2) 直営方式を堅持するとともに、給食費の値上げを抑えること。
- (3) 加工食品の使用を極力少なくし「手作りの味」・「季節の味覚」を味わえる献立を豊富にすること。また、無農薬・低農薬野菜を使用すること。
- (4) 給食残飯などを処理する生ごみ処理機を各学校に設置する方向で、関係課との協議を急ぐこと。

4. 緑豊かで潤いのあるまちづくりのために

(建設部所管事項について)

<都市計画課関係>

- (1) 住環境や景観を壊す高層マンションの建設を未然に防止するために、
 - ①適切な地区計画の誘導を、時機を失することなく積極的にすすめること。
 - ②地域住民との合意を前提とするなどの規制強化を図るために「住宅条例」を制定すること。
- (2) 「緑のマスタープラン」に基づく具体施策の促進を図ること。
- (3) 学校などの公共施設や公園などへの雨水利用システム導入・道路や駐車場などへの透水性舗装の採用など、総合的な治水対策・地下水涵養対策を推進すること。

<建築課関係>

- (1) シルバーハウジングなども視野に入れた公営住宅の抜本的な拡充を図る視点に立って「住宅マスタープラン」の見直しを行うこと。
- (2) 住環境や都市景観の悪化をもたらす建造物をめぐるトラブルを防止するために
 - ①建築基準法の改正で建築確認申請が民間の検査機関でも行うことができることになったことも考慮して、共同住宅等指導要綱の条例化を急ぐこと。
 - ②工場などに不法転用されている貸倉庫については、直ちに原状回復するように強かに行政指導すること。
- (3) 集合住宅の駐車場確保基準を1戸につき1.5台以上とするように、「共同住宅等指導要綱」を見直すこと。
- (4) 集合住宅・マンションなどでも、バリアフリー化をすすめるために共用部分への手すりの設置・エレベータの新設などへの補助を検討すること。
- (5) 大型店の出店や撤退については中小業者・労働者・住民の意思が反映される審議会を設置すること。
- (6) 民間住宅の耐震補強工事に対する補助制度を拡充し、融資制度を創設すること。

<区画整理課関係>

- (1) 区画整理は本来地価の上昇を前提とする事業であるため、今後の計画については社会情勢を見ながら慎重に対応すること。

<土木課関係>

- (1) 主要排水路の整備・改修を促進すること。
- (2) 維持補修に必要な予算を増額すること。
- (3) 「人にやさしいまちづくり」条例に基づく、歩道の段差解消やグレーチングの取り替えなどの促進を図るために、予算の増額を行うこと。
- (4) 悪臭防止のためにも主要都市下水路・排水路の浚渫を定期的に行うこと。
- (5) 道路照明灯の増設を図ること。

5. 良質な飲料水の供給と

快適な生活環境の整備拡大を促進するために

(水道部所管事項について)

<上水道課関係>

※(1) 県に対し以下の要請を行うこと。

☆①木曾川水系連絡導水路の市町村負担分を明らかにさせるとともに必要性について、水需要予測からの再評価を迫ること。

②責任受水制の廃止を強く申し入れること。

③当面、日最大受水量の実績と契約水量が大きく乖離している現状を是正するための交渉を粘り強く続けること。

(2) 企業会計の経営改善と健全化を図るために、加入負担金の一部を3条収支へ算入する現行方式を堅持すること。

<下水道課関係>

(1) 緑ヶ丘下水処理場をはじめ老朽化の著しい地域下水処理施設については、公共下水への接続を急ぐこと。

(2) 事業認可区域外での地域下水処理施設については、早期の下水道接続に向けて、県に対しても援助を求めること。

(3) 供用開始済区域の水洗化率を高めるために、取り付け工事に対する利子補給制度を継続するとともに、融資制度も復活すること。

☆(4) 汚泥廃棄物の処理については、これまでの議論や処理技術の動向をふまえ広域の検討会を設けること。

(5) 下水道整備済み地域における、法人の接続を強力に指導すること。

6. 産業の振興と快適な環境づくりの推進を

(経済環境部所管事項について)

<産業課関係>

- (1) 不況対策のための各種融資制度に対する信用保証料の補填制度を維持し、その拡大を行うこと。
- (2) 若者の就労・社会的自立に役立つ「インターンシップ」を受け入れた中小業者に対する助成制度・奨励金を創設すること。
- (3) 市内中小業者の仕事確保のために、公共事業の分離発注の拡大など積極的な支援策を講じることについて、関係部課との協議をすすめること。
- (4) 中小零細企業に働く労働者の待遇改善の一助としての中退金制度への助成制度の抜本的な拡充を図ること。
- ★ (5) 各課と連携し、多重債務者の被害救済と再生へ支援体制を確立すること。
- ☆ (6) 障がい者の雇用を促進するために、民間事業所への働きかけを強めるとともに県に対し、以下2点要請すること。
 - ①障がい者雇用を促進させる支援策の拡充と利用手続きの簡素化をもとめること。
 - ②各種助成金施策が実情に応じた内容となるように改善をもとめること。
- (7) 農地の保全と近郊農業の再興を図るために、新たな減反政策の押しつけに反対すること。
- (8) ため池の整備は、市民の憩いの場としての活用を図るために、水辺環境を生かした整備を行うこと。
- (9) 吉賀池の貴重な湿地性植物を多くの市民が親しめるように、鑑賞会の回数を増やすなど適切な措置を講ずること。

<環境課関係>

- ※ (1) 「地球温暖化防止対策基本計画」を策定すること。
- (2) 「草刈り条例」を制定するなど、市内各地の雑草対策を強化すること。
- (3) 悪臭・粉塵・騒音対策を強化すること。特に、東中周辺の悪臭問題については、発生源の工場に対して強力な行政指導を行うこと。
- (4) 小水力発電・バイオマスなど再生可能なエネルギー源開発が可能か長期的な視野に立っての検討を行うこと。
- (5) 雨水利用システムに対する助成制度を検討し啓発活動に取り組むこと。
- (6) 北山町地内の水田に生息が確認された絶滅危惧種Ⅱ類に登録されている「ダルマガエル」の保護については、引き続き配慮すること。

<清掃課関係>

- ☆ (1) 「ごみ減量計画」について見直しをはかり、ごみ減量の推進体制を強化すること。
- (2) 資源ごみ回収団体に対する補助金の増額を引き続き行うとともに、市民の自発的なリサイクル事業に対しても補助を行うこと。また、市民団体による買い物袋持参運動を奨励すること。
- (3) 生ごみの自家処理を推進するためにコンポストやぼかし用容器、生ごみ処理機への助成をさらに拡大すること。
- ☆ (4) 生ゴミや剪定ごみを対象としたリサイクル施設を設置、またはリサイクルセンターに併設させること。
- (5) 環境事業センターに設置されたリサイクルセンターを平日も開くこと。

7. 市民協働で効率的な行政運営を

(企画部所管事項について)

<人事課関係>

- (1) 少子・高齢化社会の中で増大・多様化している市民ニーズに的確に対応するために必要とする職員の適正確保に努めること。また、総務省が示す指針は際限のない人員削減・公務労働の変質をもたらすことを考慮し、地方自治の本旨・住民の利益が損なわれないように慎重な対応をはかること。
- (2) 市職員の嘱託化は、全体の奉仕者としての役割に鑑みて必要最小限にとどめること。
- (3) 各種審議会等の委員については、公募委員の拡充に引き続き努めること。
- (4) 職員同士の連携・協力が促されるような人事評価を検討すること。
- ☆(5) 障がい者の雇用を促進するために、重度障がい者も含め、市職員への採用をはかること。

<秘書広報課関係>

- (1) 市ホームページの充実に一層努めること。特に各種審議会・委員会の開催日時やその審議内容についてのあらましを掲載すること。
- (2) 「広報尾張あさひ」については一層親しみやすい紙面づくりに努力すること。

<企画課関係>

- (1) 100円バスについて。
 - ①乗車したことのない方も含め、幅広い住民からの意見を反映させ、改善に努めること。
 - ②運行間隔は、時間当たり1便を目指すこと。
 - ☆③休日・祝日の運行も行うこと。
- (2) 藤ヶ丘と印場を結ぶ、名鉄・名古屋市営バスの増便が図られるように、両社への協力を求めること、尾張旭独自の対応も検討すること。
- (3) 「男女共同参画社会基本計画」に基づき、男女共同参画のための諸施策を推進すること。
- (4) 保育短大の跡地利用は良好な環境保全を前提とし、尾張旭市民も利用可能な福祉・教育・文化・スポーツなどの施設が設置されるように、引き続き名古屋市に働きかけること。

(5) 地方自治法改正にともなう「指定管理者制度」の導入にあたっては

- ①市民サービスの低下をまねかないようにすること。
- ②現在の職員の待遇が低下しないように配慮すること。
- ③適正・公平な運営、平等な利用がされるように監査や情報公開を義務づけること。

(6) 森林公園南門前の広場整備構想の策定にあたっては、幅広い市民が参加するワークショップを立ち上げて検討すること。

☆ (7) 濁り池のあり方を考える懇談会については、幅広い市民の意見が反映されるように進めること。

<財政課関係>

(1) 消費税増税の策動に反対すること。

(2) 福祉・教育切り捨てにつながる国庫補助金や地方交付税の削減に反対するとともに、「地方分権」推進にともなう必要な税財源移譲を強く要求すること。

(3) 市として、独自に下記の財源確保策を講ずること。

★①法人市民税については、資本などの区分による不均一課税を導入するための具体的な検討を行うこと。

②一万平米以上の土地保有法人に対する固定資産税を2.1%に引き上げること。

③揚水量500t/日以上 of 地下水の大口利用企業に対して利用税を課すること。

(4) 市の財政状況をわかりやすく知らせる広報活動に努めること。

<契約検査課関係>

- (1) 公正な入札をすすめるために
 - ①郵便入札制度の対象を広げること。
 - ②制限付入札の適用対象額を引き下げること。
 - ③予定価格の事前公表の本格実施に踏み切ること。
- (2) 指名競争入札制度の「選定基準」並びに「格付基準」については愛知県並みに細分化し、指名機会の適正化を図ること。また、工事費積算基準については「歩掛り」を含めて公表すること。
- (3) 公共工事において、下請けへの適正な賃金・単価の支払いが確保されるよう監視と指導に努めること。その立場から、公契約条例の制定を検討すること。「公共工事設計労務単価」(2省協定)が適正な施工を確保するための最低賃金として歯止めになるようにすること。

<行政課関係>

- (1) 自主防災組織の自主的な活動を支援するために、積極的な活動を計画・実施している組織に対しては、その活動内容に見あうように補助金を大幅に増額すること。
- (2) 土砂災害が予測される住宅への補助制度創設を県に働きかけること。
- (3) 家具転倒防止対策を拡充すること。

<税務課・収納課関係>

- (1) 固定資産税の課税については小規模住宅用地・中小業者の業務用地への軽減措置を講ずるよう国へ働きかけるとともに、現行軽減措置の拡充を図ること。
- (2) 都市計画税については当市の都市基盤整備状況に鑑みて、税率の引き下げを行うこと。
- (3) 消費税は、いまだに多くの中小業者が転嫁できずに身銭を切らざるを得ない「損税」である実態を広く知らせること。

<消防署>

- (1) 国の消防力指針に基づき消防職員の増員を引き続き図ること。
- (2) 消防と防災の連携を一層強化するための機構改革を検討すること。
- ☆ (3) 消防の広域化については、当市の消防力低下につながらないように慎重な研究・対応を行うこと。

8. 非核平和の都市宣言と、平和な郷土づくりを

★（1）非核・平和の市民意識を高めるために、以下の事業を実施すること。

★①小中学校の児童を対象とした、平和書道展の実施

★②防災無線を使用して、8月6日、9日の原爆投下時刻における、追悼サイレン吹鳴。

（2）非核平和の都市宣言を実施し、非核・平和への市民意識の高揚のためにさしあたって下記の事業を実施すること。

①非核・平和のモニュメント（立看板、懸垂幕、パネル、記念碑など）を市庁舎などの公共施設に設置すること。

②市民意識を高めるために講演会、非核平和展、映画会などの啓発事業を行うこと。

③敗戦記念日のある8月には市立図書館に平和図書コーナーを設け、非核平和に関する図書を取りそろえ、閲覧に供すること。

④平和教育に関する教材を積極的に購入し、学校教育での平和教育の充実を図ること。

⑤核兵器による犠牲者を再び生まないために国家補償に基づく「被爆者援護法」に改正することを国に積極的に働きかけること。

（3）憲法に違反する自衛隊の海外派兵につながるあらゆる策動を許さず自衛官の募集事務など戦争につながる一切の法定受託事務を返上すること。

（4）無防備地域宣言の実施を検討すること。

9. 住民本位の監査体制の強化を

（監査委員事務局所管事項について）

（1）監査体制の強化を図るために、識者の監査委員については、機能強化にふさわしい報酬引き上げを検討すること

以上

2008年度尾張旭市当初予算に対する要望書

2007年11月1日 初版

作成：日本共産党尾張旭市議団

<http://www.gctv.ne.jp/~jcpasahi/>

川村 つよし

塚本 みゆき

印刷所：日本共産党尾張旭市委員会

〒488-0801

尾張旭市東大道町原田2493-2 若杉ビル4A

電話：0561-52-5894

FAX：0561-51-4011